

令和2年5月1日

保育園、認定こども園
放課後児童クラブをご利用の保護者の皆さまへ

境町長 橋 本 正 裕

町内保育所、認定こども園、放課後児童クラブの運営について

上記の件、下記のように実施いたします。宜しく申し上げます。

記

1 緊急特別保育の継続について

社会の機能を維持する仕事に従事されている方等、どうしても保育が必要なご家庭については「緊急特別保育」を継続して実施します。

なお、ご自宅で保育ができる方については、ご自宅での保育をお願いいたします。

1) 対象期間

令和2年5月7日（木）から令和2年5月31日（日）まで

2) 緊急特別保育の手続きについて

緊急特別保育が必要なご家庭は、別紙「緊急特別保育利用届出書」に必要事項を記入の上、各施設にご提出ください。（提出後、事情が変わったときは施設にご連絡ください）

3) 緊急特別保育利用対象者

- ・医療従事者や社会の機能を維持する仕事に従事されている方、ひとり親家庭の方
- ・上記以外の方で、家庭においてどうしても保育ができない場合には、各施設に直接ご相談ください。なお、必要に応じて施設から町に照会し、施設より回答させていただきます。（お時間をいただく場合があります）

2 その他

- 1) 保護者やご家族の方のいずれかが在宅する場合は、原則としてご自宅での保育をお願いしますが、個別に事情がある場合は施設にご相談ください。
- 2) ご家庭での子育てにご不安や心配なことがありましたら、施設にご相談いただくか、下記の相談先までご連絡ください。
- 3) 緊急特別保育を行う場合、各施設（保育園・認定こども園）の状況によっては、給食の提供ではなくお弁当のご持参をお願いすることがあります。
放課後児童クラブについては、お弁当をご持参ください。
- 4) 保護者負担金につきましては、4月同様一度全額お支払いいただき、利用状況に応じて後日精算させていただきます。

5) 状況の変化により、上記の対応が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。【相談先】(平日：午前8時30分から午後5時)

○ご家庭での子育ての不安や心配ごとに関する電話相談

役場子ども未来課 電話 0280-81-1301

○健康、育児に関する電話相談

健康推進室(保健センター) 電話 0280-87-8000

3 臨時休園(休業)に関する問い合わせ

役場子ども未来課 子育て支援係

電話 0280-81-1301